

■DPC対象病院に関する事項

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数)

- ・当院は、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件」(令和6年厚生労働省告示第104号)」の別表に掲げられた病院であり、また「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第101号)」により、厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者さんの療養に要する費用の額の算定方法は、診断群分類点数表の分類区分により算定いたします。

厚生労働大臣が定める医療機関別係数は1.6237となっております。

(基礎係数：1.0451、機能評価係数Ⅰ：0.4150、機能評価係数Ⅱ：0.13710、救急補正係数：0.0265)

(令和7年4月現在)